

議第 3 号議案

桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び桐生市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 30 年 3 月 16 日提出

提出者	桐生市議会議員	周	東	照	二
賛成者	桐生市議会議員	人	見	武	男
	同	北	川	久	人
	同	田	島	忠	一
	同	新	井	達	夫
	同	周	藤	雅	彦

桐生市議会議長 森 山 享 大 様

## 桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例

桐生市議会委員会条例(昭和42年桐生市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新里支所及び黒保根支所」を「地域振興整備局」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 議 案 説 明

議第 3 号議案 桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例案

桐生市事務分掌条例の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。